

令和 7 年 2 月 7 日

「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案に関する意見募集について

消費者庁において、「食品表示基準Q & A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号）の別添「魚介類の名称のガイドライン」の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。つきましては、下記のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

1 意見募集の対象

・「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案（別紙参照）

2 意見募集の趣旨

「食品表示基準Q & A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号）の別添「魚介類の名称のガイドライン」については、新たな魚介類の輸入・流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更等、魚介類の名称を巡る状況が変化していることを受け、検討会を開催し、今年度、魚介類のうち頭足類（イカ・タコ）について改正に向けた検討を行いました（リンク：[令和 6 年度 魚介類の名称のガイドライン改正案\(頭足類\) 検討会 | 消費者庁](#)）。

この検討結果を踏まえ、消費者庁では、所要の改正を行うため、「魚介類の名称のガイドライン」の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和 7 年 2 月 7 日（金）から同年 3 月 10 日（月）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号
- 【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）
- 【6】 御意見及びその理由

* 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますよう

お願いいたします。

- * FAX 又は郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(3) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示課 意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案について」と朱書きしてください。

5 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた住所（法人その他の団体にあつては所在地）、氏名（法人又は団体にあつては、その名称、部署名等）、電話番号及び電子メールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

<問合せ先>

消費者庁食品表示課

TEL：03-3507-9223（直通）

担当：坊、東島

TEL：03-3507-9138（直通）

担当：斉藤、森川